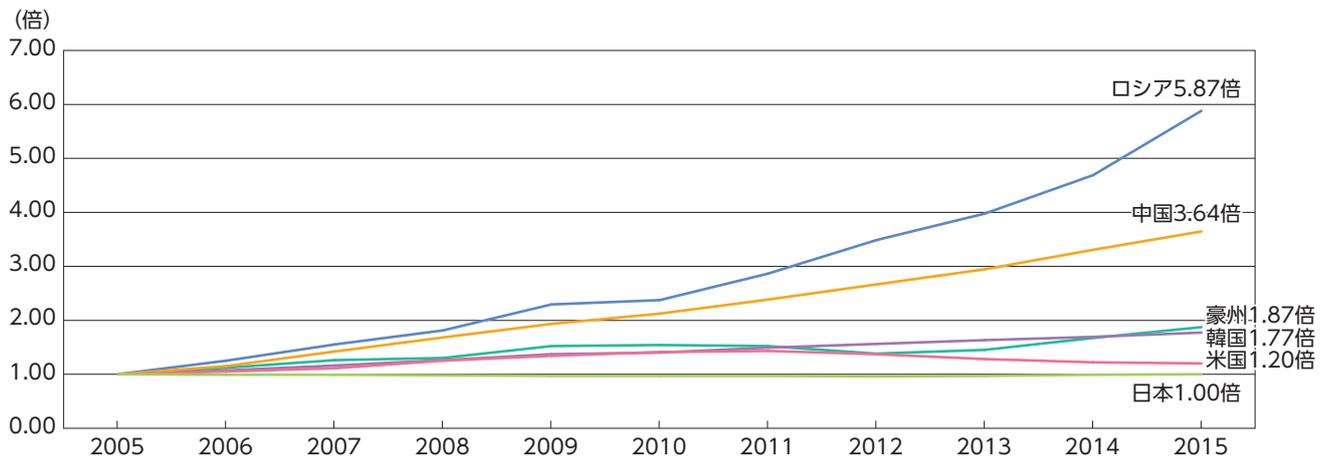


図表Ⅲ-1-3-5 最近10年間における周辺国の国防費の変化



(注) 1 各国発表の国防費をもとに作成  
 2 2005年度を1とし、各年の国防費との比率を単純計算した場合の数値(倍)である。(小数点第3位を四捨五入)。  
 3 各国の国防費については、その定義・内訳が必ずしも明らかでない場合があり、また、各国の為替レートの変動や物価水準などの諸要素を勘案すると、その比較には自ずと限界がある。

## 第4節 防衛力を支える人的基盤

防衛省・自衛隊が、その防衛力を最大限効果的に機能させるには、人的基盤を充実するとともに

に、地域社会・国民と自衛隊相互の信頼をより一層深めていく必要がある。

### 1 募集・採用

#### ① 募集

防衛省・自衛隊への国民の期待は、高まっている一方で、わが国では、少子化・高学歴化の進展にともない、自衛官の募集環境は、ますます厳しくなることが予想される。これを踏まえ、防衛省・自衛隊においては、募集対象者などに対して、自衛隊の任務や職務の内容、勤務条件を丁寧に説明し、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を募る必要がある。

参照 図表Ⅲ-1-4-1 (募集対象人口の推移)

このため、防衛省・自衛隊では、学校説明会などに加え、全国50か所に自衛隊地方協力本部を置き、学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながら、志願者個々のニーズに対応できるようにしている。また、地方公共団体は、募集期間などの告示、広報宣伝などの自衛官および自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととさ

れており、防衛省はその経費を地方公共団体に配分している。

#### ② 採用

##### (1) 自衛官

自衛官は、個人の自由意志に基づく志願制度のもと、様々な区分に応じて募集される。

参照 図表Ⅲ-1-4-2 (自衛官の任用制度の概要)

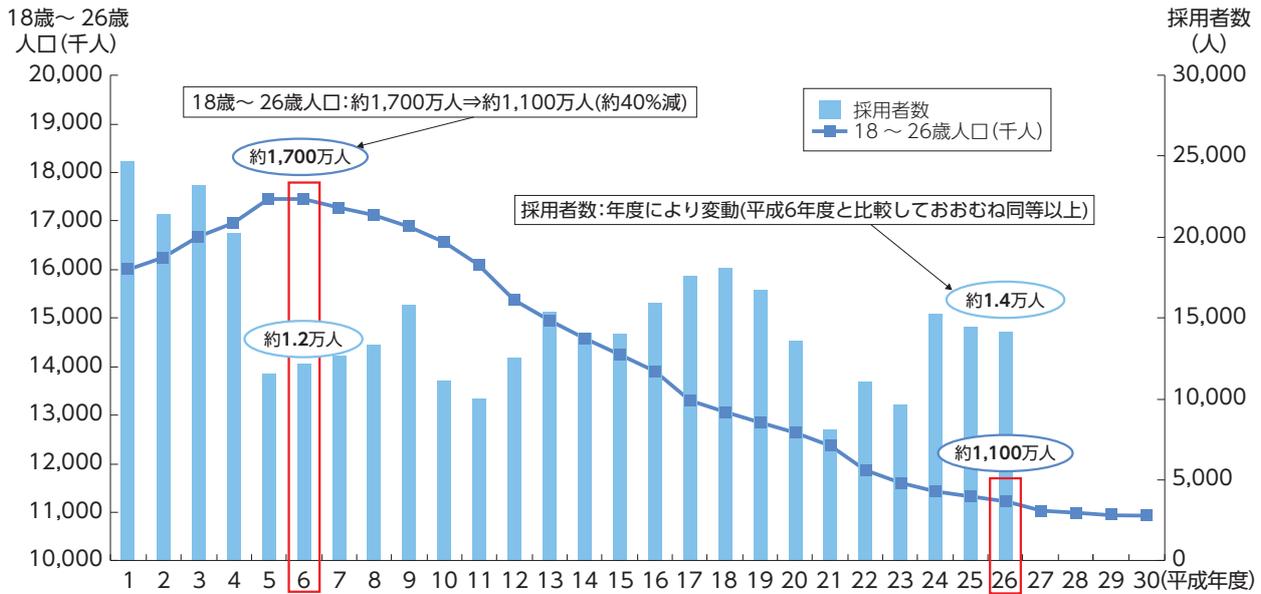
自衛官は、その職務の特殊性から、自衛隊の精強性を保つための「若年定年制」や「任期制」をはじめ、一般の公務員とは異なる人事管理<sup>1</sup>を行っている。採用後は、各自衛隊の教育部隊や学校で希望や適性などに応じた職種が決定され、全国の部隊などへ赴任する。

参照 資料46 (自衛官の定員および現員)、資料47 (自衛官などの応募および採用状況(平成26年度))

参照 図表Ⅲ-1-4-3 (自衛官の階級と定年年齢)

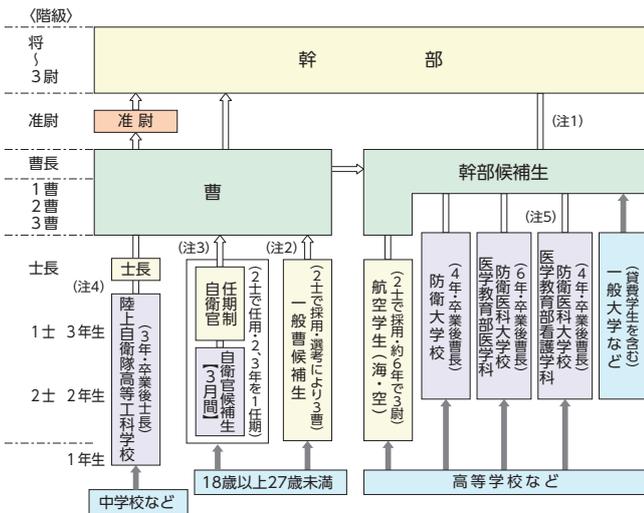
<sup>1</sup> 国家公務員法第2条に定められた特別職の国家公務員として位置づけ。

図表Ⅲ-1-4-1 募集対象人口の推移



資料出典:平成26年度以前(平成17年度および平成22年度を除く。)は、総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年～平成12年)」および「人口推計年報」による。平成17年度および平成22年度は総務省統計局「国勢調査報告」による人口を基に国立社会保障・人口問題研究所が、年齢「不詳人口」を按分補正した人口である。平成27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月の中位推計値)による。

図表Ⅲ-1-4-2 自衛官の任用制度の概要



- (注) 1 医科・歯科・薬剤幹部候補生については、医師・歯科医師・薬剤師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任する。
- 2 一般曹候補生については、最初から定年制の「曹」に昇任する前提で採用される「士」のこと。平成18年度まで「一般曹候補生」および「曹候補士」の二つの制度を設けていたが、両制度を整理・一本化し、平成19年度から一般曹候補生として採用している。
- 3 自衛官候補生については、任期制自衛官の初期教育を充実させるため、10(平成22)年7月から、入隊当初の3か月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させることとした。
- 4 陸上自衛隊高等工科大学については、将来陸上自衛隊において装備品を駆使・運用するとともに、国際社会においても対応できる自衛官となる者を養成する。平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更した。新たな生徒についても、通信教育などにより生徒課程終了時(3年間)には、高等学校卒業資格を取得する。平成23年度の採用から、従来の一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、陸上自衛隊高等工科大学生徒として対応しい者を選抜する推薦制度を導入した。
- 5 3年制の看護学生については、平成25年度をもって終了し、平成26年度より、防衛医科大学校医学教育部に4年制の看護学科が新設された。

図表Ⅲ-1-4-3 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	53歳
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	-
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	-
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	

- (注) 1 統幕長、陸幕長、海幕長または空幕長の職にある陸将、海将または空将である自衛官の定年は、年齢62歳
- 2 医師、歯科医師および薬剤師である自衛官ならびに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務にたずさわる自衛官の定年は、年齢60歳(中期防には、「60歳定年職職の定年の在り方を見直す」ことを記載)

(2) 予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補

有事などの際には、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要数を早急に満たさなければならない。この所要数を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官、即応予備自衛官および予備自衛官補の三つの制度<sup>2</sup>を設けている。

参照 図表Ⅲ-1-4-4 (予備自衛官などの制度の概要)

2 諸外国でも、予備役制度を設けている。

図表Ⅲ-1-4-4 予備自衛官などの制度の概要

	予備自衛官	即応予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	○防衛招集命令などを受けて自衛官となって勤務	○防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務	○教育訓練修了後、予備自衛官として任用
採用対象	○元自衛官、元即応予備自衛官、元予備自衛官	○元自衛官、元予備自衛官(元自衛官出身)	(一般・技能共通) ○自衛官未経験者(自衛官勤務1年未満の者を含む。)
採用年齢	○士：18歳以上37歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	○士：18歳以上32歳未満 ○幹・准・曹：定年年齢に3年を減じた年齢未満	○一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	○志願に基づき選考により採用 ○教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	○志願に基づき選考により採用	○一般：志願に基づき試験により採用 ○技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	○元自衛官：退職時指定階級が原則 ○即応予備自衛官：現に指定されている階級 ○元予備自衛官、元即応予備自衛官：退職時指定階級が原則 ○予備自衛官補 ・一般：2士 ・技能：技能に応じ指定	○元自衛官：退職時階級が原則 ○元予備自衛官：退職時指定階級が原則	○階級は指定しない
任用期間	○3年/1任期	○3年/1任期	○一般：3年以内 ○技能：2年以内
(教育)訓練	○自衛隊法では20日/年以内。ただし、5日/年(基準)で運用	○30日/年	○一般：50日/3年以内(自衛官候補生課程に相当) ○技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	○指定階級がないことから昇進はない
処遇など	○訓練招集手当：8,100円/日 ○予備自衛官手当：4,000円/月	○訓練招集手当：10,400~14,200円/日 ○即応予備自衛官手当：16,000円/月 ○勤続報奨金：120,000円/1任期 ○雇用企業給付金：42,500円/月	○教育訓練招集手当：7,900円/日 ○防衛招集等応招義務は課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務など	○防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	○防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	○教育訓練招集

## VOICE いざというときに活躍する「自衛隊員」たち

いざというときに活躍する予備自衛官の制度は、予備自衛官本人のみならず、雇用企業など周囲の方々の理解と協力に支えられている制度である。予備自衛官を雇用している事業所との連携・協力を図るため、平成27年度に「予備自衛官等協力事業所表示制度」の導入を予定している。

ここでは、自衛官の経験がなく予備自衛官になった方のコメントを紹介する。

○初めての転地訓練で沖縄の米国海兵隊を研修しました。普天間基地ではオスプレイ機内の展示・説明を受けることができ、知見が広がりました。また、日米の予備役制度や、私にとって永遠のテーマである仕事との両立について意見交換し、海兵隊予備役の国防意識の高さに感心しました。

【岡山地本 予備1等陸曹 貿易事務通訳・翻訳 かみもといくこ 神元郁子】

○技能2期として武山に入隊、最初に「世間の身分は通用しない」の一言。しかし当然と思う様になり教育終了しました。今も仕事で手を抜こうとする際、班長が見たら何と云うかと思う事があります。今、習志野駐屯地で嘱託医をしています。今後も階級の重みを実感し、訓練に出頭し練度を高めていきたいと思います。

【千葉地本 予備2等陸佐 医師 さっさまさとし 颯佐正俊】



予備自衛官は、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務を遂行する。陸上自衛隊に導入されている即応予備自衛官は、防衛招集命令などによって、第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務につくこととなっている。また、予備自衛官補は、自衛官として勤務するために必要な教育や訓練を修了した後、予備自衛官として任用されることとなっている。

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などについているため、仕事のスケジュールを調整するなどして、訓練や有事などの際の招集に参加する必要がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。

このため防衛省は、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その負担を考慮し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。

さらに、割愛<sup>3</sup>により民間部門に再就職する航空機操縦士を、予備自衛官として任用するなど、幅広い分野での活用を進めるとともに、充足向上などのための施策として、予備自衛官などの雇用などに協力のあった事業所に表示証を交付する制

度などを推進している。

### (3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万1,000人の事務官、技官、教官などが隊員として勤務している。防衛省では、主に、人事院が行う国家公務員採用総合職試験および国家公務員採用一般職試験ならびに防衛省が行う防衛省専門職員採用試験の合格者から採用を行っている。採用後は共通の研修を受けたうえで、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・研究、全国各地の部隊や地方防衛局などでの行政事務（総務、人事、予算、渉外、基地対策など）に従事している。

技官は、内部部局、技術研究本部、装備施設本部、全国各地の部隊や地方防衛局などで、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、様々な装備品の研究開発・効率的な調達・維持・整備、隊員のメンタルヘルスケアなどに従事している。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員への質の高い教育を行っている。

参照 資料45（防衛省職員の内訳）

## 2 日々の教育訓練

### 1 自衛官の教育

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、自衛隊の学校や教育部隊などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

教育には、特殊な技能を持つ教官の確保、装備品や教育施設の整備など、非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要である。また、専門の知

識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得することが困難な場合などには、海外を含む部外教育機関<sup>4</sup>、国内企業、研究所などに教育を委託している。

### 2 自衛隊の訓練

#### (1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員

3 自衛隊操縦士の割愛は、最前線で活躍する若手の操縦士が民間航空会社などへ無秩序に流出することを防止するとともに、一定年齢以上の操縦士を民間航空会社などで活用する制度であり、わが国の航空業界などの発展という観点からも意義がある。

4 平成27年度の部外教育機関は、国内では東京工業大学、早稲田大学など、海外では米国国防大学がある。

個々の訓練と、部隊の組織的な能力の練成を目的とした部隊の訓練とに大別される。隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

参照 資料48 (主要演習実績 (平成26年度))

また、わが国の防衛のための訓練に加え、国際平和協力活動や大規模災害への対応など、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。さらに、統合運用および各種事態への対応の強化を図るため、自衛隊の統合運用および各自衛隊による二国間、多国間の共同訓練の拡大も図っている<sup>5</sup>。

## (2) 訓練環境

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境に

おいて行うよう努めているが、制約も多い。このため、防衛大綱などで示された北海道の訓練環境の一層の活用を含め、限られた国内演習場などを最大限に活用している。また、国内では得られない訓練環境を確保できる米国およびその周辺海空域において共同訓練などを行い、実戦的訓練を行うよう努めている。

参照 資料49 (各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績 (平成26年度))

## 3 安全管理への取組

国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。このため、防衛省・自衛隊は、日頃の訓練にあたって安全確保に最大限留意するなど、平素から安全管理に一丸となって取り組んでいる。

## 3 女性職員の活躍推進

### 1 具体的な取組

防衛省・自衛隊は、男性のみならず、女性にも広く門戸を開放し、任務を遂行しており、15 (平成27) 年3月末現在、女性自衛官は、約1.3万人 (全自衛官の約5.6%) となっている。10年前 (05 (同17) 年3月末時点で全自衛官の約4.6%) と比較すると、1.0ポイント増となっており、女性自衛官の比率は近年増加傾向にある。女性自衛官は、母性の保護、男女間のプライバシー確保などを総合的に勘案し、一部の配置を制限 (戦車、潜水艦、戦闘機など) しているものの、護衛艦への乗組や哨戒機、輸送機などの操縦に従事しているほか、各幕僚監部や司令部などの自衛隊の中枢でも活躍の場が拡大してきている。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、女性自衛官の採用・登用のさらなる拡大を図るため、女性自衛官が途中で退職することなく、仕事と家庭生活を両立しつつ、さらに活躍の場が広がるような

様々な施策を検討・実施することとしている。また、意欲と能力を有する女性自衛官の活躍を推進しており、たとえば、14 (同26) 年12月1日から、約2年間の予定で、女性自衛官を「女性・平和・安全保障分野担当のNATO事務総長特別代表」のアドバイザーとしてNATO本部に派遣している。

また、15 (同27) 年1月28日には、女性職員の採用・登用のさらなる拡大を図るとともに、職員の仕事と生活の調和 (ワークライフバランス) を一体的に推進するため、「働き方改革」「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」および「女性職員の活躍推進のための改革」の3つの改革を盛り込んだ「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を策定し、女性職員の採用・登用について、具体的な目標を定めるなど、女性職員の活躍の推進に積極的に取り組むこととしている。

<sup>5</sup> わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、捕虜などの取扱いについて演練する統合国際人道業務訓練などがある。



陸・海・空の女性自衛官

## 2 女性職員の採用・登用の拡大

女性職員の活躍推進については、職務の特殊性などを踏まえ、精強性の維持や各人の能力、適性、意欲を考慮しつつ、女性職員の採用拡大・計画的育成のための取組やキャリア形成支援、意欲の向上を図る取組を行い、積極的に女性職員の採用・登用の拡大を図ることとしている。

### (1) 女性事務官など

平成28年度以降の目標として採用者に占める女性の割合を30%以上とし、また、登用については、平成27年度末までの目標として、地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合を2.8%以上、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を1.2%以上としている。

### (2) 女性自衛官

平成27年度末までの採用者に占める女性の割合については現状の7.6%より増やすことを目標とし、平成28年度以降については、職務の特殊性、今後の募集環境などを踏まえ、平成27年度中に積極的な採用を図るための必要な方策を策定する。また、その登用については、平成27年度末までの目標として、佐官以上の幹部自衛官に占める女性の割合を現状の2.8%より増やすこととしている。

参照 巻末資料5 (女性自衛官の在職者推移)

## VOICE 活躍する女性自衛官

防衛省・自衛隊の任務が多様化・国際化する中での精強性の維持・向上、少子化・高学歴化に伴う厳しい募集環境や、男女ともに個性と能力を十分に発揮できる社会の実現という観点を踏まえ、防衛省・自衛隊においては人材の効果的な活用を図ることとしており、東日本大震災への対応などの災害派遣、国際平和協力活動、国際機関への派遣など、女性の活躍の場が広がるような様々な施策を推進している。

NATO本部 NATO事務総長特別代表 (女性、平和、安全保障担当) アドバイザー 2等陸佐 栗田千寿<sup>くりたちず</sup>

14 (平成26) 年12月から、NATO本部で勤務し、多くを学ぶ日々です。NATOは女性、平和、安全保障やジェンダーの分野で先進的な取組を行っており、NATO各国の軍における女性比率は約10%にもなります。職場仲間の合言葉は「No Women, No Peace (女性なくして平和なし)」。今後、日NATO協力の進展に尽力しつつ、得た知識や経験の多くを日本社会に還元していきたいと考えています。

※ 栗田2陸佐の活動状況の詳細は、在ベルギー日本大使館ホームページ内の「Chizuの部屋」からご覧いただけます。(http://www.be.emb-japan.go.jp/japanese/)



NATO正面玄関前で特別代表および同僚と筆者 (左から2人目)

## 4 人的資源の効果的な活用に向けた施策など

### 1 人事制度改革および隊員の処遇の充実に関する施策

自衛隊の人的構成は、全体の定数が削減されてきた一方で、装備品の高度化、任務の多様化・国際化などへの対応のため、より一層熟練した者、専門性を有する者が必要となっている。

防衛大綱などに示された人事制度改革に関する施策として、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な年齢構成を確保するため、60歳定年職域の定年のあり方の見直しや中途退職制度の積極的な活用、より適切な士の人事管理などの施策を講ずるほか自衛隊操縦士の民間航空会社などへの割愛を実施することとしている。また、幹部や准曹の最終昇任率を見直すほか、精強性を維持するため、体力的要素にも配慮した適切な人事管理を行うこととしている。

陸・海・空自衛隊などでは、上級曹長などとして、責任感、知識・技能、指導力などに優れたベテランの准尉や曹に、准曹士隊員を総括する役割を与え、陸・海・空自衛隊などのそれぞれの特性を踏まえ、指揮官の統率に対する補佐、部隊の規律の維持、士気の高揚を図るなど、准曹士隊員の活性化に取り組んでいる。また、自衛官は厳しい環境下での職務遂行となるため、隊員が誇りを持ち安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、福利厚生などの充実を図り、防衛功労章の拡充をはじめ、栄典・礼遇に関する施策を推進することとしている。

### 2 隊員の子育て支援への取組

現在、防衛省では、15（平成27）年1月に策定した「防衛省における女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」および同年3月「防衛省特定事業主行動計画（平成27年度～平成32年度）」に基づき、男女ともに育児や介護などの時間制約のある職員が活躍できる職場とするため、「両立支援ハンドブック」の作成や啓発講演会の実施などにより、仕事と家庭の両立を支援す

るための制度の利用促進に取り組んでいる。

また、自衛隊の特殊な勤務態勢に対応するための庁内託児施設を整備しており、15（同27）年4月の陸自朝霞宿舎地区への開設を含めこれまで5か所（陸自三宿駐屯地、陸自熊本駐屯地、海自横須賀地区、陸自真駒内駐屯地、陸自朝霞宿舎地区）に庁内託児施設を開設するとともに、災害派遣などの緊急登庁時における子供の一時預かりについても、所要の態勢整備などを引き続き行っているところである。

### 3 家族支援への取組

平素からの取組として、部隊と隊員家族の交流や隊員家族同士の交流などの施策を推進している。また、メールやテレビ電話など、海外に派遣される隊員と家族が直接連絡できる手段の確保や、家族からの慰問品の追送支援などを行っている。また、家族説明会を開催して様々な情報を提供するとともに、家族支援センターなどを設置して各種相談に応じる態勢をとっている。

### 4 規則遵守への取組

防衛省・自衛隊では、部下指導のポイントなどを解説した「服務参考資料」を配布するなど、高い規律を保持した隊員の育成に努めている。また、「薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」、「防衛省職員セクシュアル・ハラスメント防止週間」の期間を設けて、遵法意識の啓発に努めている。

### 5 防衛省におけるいじめなどの防止への取組

自衛隊の使命であるわが国の防衛は、平素からの国民の信頼と支持なくしては達成し得ないことを踏まえ、いじめなどを防止することは、厳正な服務規律の保持を図る観点から極めて重大な課題であると認識している。このため、14（同26）9月17日に防衛副大臣を委員長とする「防衛省におけるいじめ等の防止に関する検討委員会」を設

置し、いじめ等の防止に関する有効な施策について検討を進めている。

## 6 自衛隊員の自殺防止への取組

自衛隊員の自殺者は平成17年度に101人と過去最多となったが、過去3年においては、平成24年度は83人、平成25年度は82人、平成26年度は69人となっている。自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとってきわめて不幸なことである。防衛省・自衛隊としても有為な隊員を失うことはきわめて残念なことであり、自殺防止のため、①カウンセリング態勢の拡充（部内外カウンセラー、24時間電話相談窓口、駐屯地・基地などへの臨床心理士の配置など）、②指揮官への教育、一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化、③メンタルヘルス強化期間の設定、異動など環境の変化をとまなう部下隊員に対する心情把握の徹底、各種参考資料の配布などの施策を継続して行っている。

## 7 殉職隊員への追悼など

50（昭和25）年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが



平成26年度自衛隊殉職隊員追悼式の様子

国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,850人を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表するため、葬送式を行うとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、<sup>しんじん</sup>深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、内閣総理大臣参加のもと行われる自衛隊殉職隊員追悼式など様々な形で追悼を行っている<sup>6</sup>。

## 8 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊の精強性を保つため、多くの自衛官は、50歳代半ば（若年定年制自衛官）または20歳代（大半の任期制自衛官）で退職することから、その多くは、退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

再就職の支援は、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、自衛官の将来への不安の解消や優秀な人材の確保のためにも、きわめて重要であることから、職業訓練などの援護施策を行っている。また、再就職は、社会に退職自衛官が持つ様々な技能を還元し、人的インフラを強化する観点からも重要である。

防衛省は自ら職業紹介を行う権限を有していないため、一般財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、無料職業紹介事業を行っている。

退職自衛官は、職務遂行と教育訓練によって培われた、優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などを有している。また、職務や職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、地方公共団体の防災や危機管理の分野をはじめ、金融・保険・不動産業や建設業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍している。防衛大綱を踏まえ、今後、退職自衛官の雇用企業などに対するインセンティブを高めるための施策の検討や公的部門における退職

6 自衛隊殉職者慰霊碑は、62（昭和37）年に市ヶ谷に建てられ、98（平成10）年、同地区に点在していた記念碑などを移設し、「メモリアルゾーン」として整理された。防衛省では毎年、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。この式は、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛大臣などが参列して営まれている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘版が納められている。この慰霊碑には、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地および基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

自衛官のさらなる活用などを進め、再就職環境の改善を図っていく。

また、自衛官が安心して職務に専念できる環境を醸成するとの観点から、自衛官の再任用制度について、60歳前においては3年以内の任期（事務官などは1年以内）を可能としている。なお、中期防においては、高度な知識・技能・経験を有する隊員について、総合的に精強性の向上に資すると認められる場合には、積極的に再任用を行うこととしている。

参照 資料53（再就職援護のための主な施策）

## 5 衛生機能の強化

### 1 防衛医科大学校における4年制の看護学科の設立

任務の多様化と医療技術の高度化に対応し得る資質の高い看護師の養成を目指し、14（平成26）年4月、防衛医科大学校医学教育部に4年制の保健師および看護師の養成課程として「看護学科」を設立した。看護学科には、幹部自衛官となるべき者を養成する課程と高度な医療技術を必要とする技官となるべき者を養成する課程の二つのコースがある。



防衛医大入校式で訓示する西防衛事務次官

一方、自衛隊員の再就職については、公務の公正性の確保などの観点から規制<sup>7</sup>が設けられている。隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に防衛省と契約関係にある営利企業に就職する場合は、防衛大臣などの承認が必要となっており、14（同26）年、防衛大臣が個別に承認したのは81件（81人）であった。

なお、政府全体による取組である国家公務員制度改革の一環として、一般職の国家公務員の例に準じた新たな再就職等規制<sup>8</sup>を15（同27）年秋にも導入することとしている。

### 2 医官・看護師などの教育の強化

現在、医官の充足率は中堅層を中心に低い。この要因は医官の離職であり、その主な理由の一つとしては「医師としての研修・診療機会の不足」があげられる。防衛省・自衛隊としては、研修・診療機会の拡充、モチベーションの向上などを図ることにより離職を防止するための各種施策を講ずることとしている。また、中期防を踏まえ、看護師などへの教育を強化し、高度な技能を有する要員の確保に努めていく。

### 3 自衛隊病院の拠点化・高機能化など

自衛隊病院は各種事態対処時には後送病院としての役割を果たし、平素は、診療、医療従事者の教育機関としての役割を有している。

そのため、防衛大綱および中期防に基づき、自衛隊病院の拠点化・高機能化などを進め、地域医療にも貢献しつつ、質の高い医療体制の確立を図る。また、事態対処時における第一線での救護能力について、制度面も含めた所要の検討を行うとともに、迅速な後送態勢の整備を図る。また、一般の医科大学にはない防衛医学の教育・研究拠点としての防衛医科大学校の機能を強化することとしている。

7 自衛隊法第62条（私企業からの隔離）に規定

8 新たな制度では、①他の隊員の再就職の依頼・情報提供（あっせん）、②在職中の利害関係企業への求職、③再就職者による契約事務に関する働きかけ等が規制されることとなる。